

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）	1
○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（附則第三項関係）	8

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 国際協力排出削減量口座簿等（第二十一条―第二十八条）</p> <p>第六章 雑則（第二十九条・第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定排出者は、その事業活動に伴う二酸化炭素の量の全部又は一部を大気中に排出せずに回収し燃料の製造の用に供した場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合においては、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量の算定に当たり、第一項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号並びに前項の規定により得られる二酸化炭素の量から、当該回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより控除することができる。</p> <p>（信託の記録の申請）</p> <p>第十一条 法第五十二条の記録（以下この章において「信託の記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条・第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（信託の記録の申請）</p> <p>第十一条 法第五十二条の記録（以下「信託の記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。</p>

一 信託の委託者（以下この章において「委託者」という。）から信託の受託者（以下この章において「受託者」という。）への算定制当量の移転により当該算定制当量が信託財産に属することとなる場合 委託者

二・三（略）

2 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

一・二（略）

三 委託者、受託者及び信託の受益者（以下この章において「受益者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所

四〇十三（略）

3・4（略）

第五章 国際協力排出削減量口座簿等

（法人等保有口座の記録事項）

第二十一条 法第五十七条の八第二項第五号の政令で定める事項は、国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項とする。

（信託の記録の申請）

第二十二條 法第五十七条の十四の記録（以下この章において「信託の記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一 信託の委託者（以下この章において「委託者」という。）から信託の受託者（以下この章において「受託者」という。）への国際協力排出削減量の移転により当該国際協力排出削減量が信託財産に属するこ

一 信託の委託者（以下「委託者」という。）から信託の受託者（以下「受託者」という。）への算定制当量の移転により当該算定制当量が信託財産に属することとなる場合 委託者

二・三（略）

2 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

一・二（略）

三 委託者、受託者及び信託の受益者（以下「受益者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所

四〇十三（略）

3・4（略）

（新設）

（新設）

（新設）

ととなる場合 委託者

二 受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 第十一条第二項の規定は前項の申請をする者について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「管理口座」とあるのは「法人等保有口座」と、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」とあるのは「国際協力排出削減量」と、同条第四項中「法第四十五条第三項第三号」とあるのは「法第五十七条の八第二項第四号」と読み替えるものとする。

(代位による申請)

第二十三条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者(以下この章において「受益者」という。)又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

2 第十二条第二項の規定は、受益者又は委託者について準用する。この場合において、同項中「名称」とあるのは「氏名又は名称」と、「算定割当量」とあるのは「国際協力排出削減量」と読み替えるものとする。

(同時申請)

第二十四条 第二十二条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の申請は、同号に規定する移転に係る国際協力排出削減量の振替の申請と同時にしなければならない。

(信託の記録の抹消の申請)

第二十五条 信託の記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

(新設)

(新設)

(新設)

当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行
う。

一 国際協力排出削減量の移転により当該国際協力排出削減量が信託財
産に属さないこととなる場合 受託者

二 受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託
者に移転することとなる場合 前受託者

三 国際協力排出削減量を固有財産に帰属させることにより当該国際協
力排出削減量が信託財産に属さないこととなる場合 受託者及び受益
者

2 第十四条第二項の規定は、前項の申請をする者について準用する。こ
の場合において、同条第二項第一号中「管理口座」とあるのは「法人等
保有口座」と、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」とあるのは「国
際協力排出削減量」と読み替えるものとする。

(同時申請)

第二十六条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の抹
消の申請は、同号に規定する移転に係る国際協力排出削減量の振替の申
請と同時にしなければならない。

(受託者の変更)

第二十七条 受託者の変更があった場合においては、前受託者は、環境省
令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する国際協力排
出削減量について新受託者への移転に係る振替の申請(次項において「
国際協力排出削減量振替申請」という。)をすると同時に、当該国際
協力排出削減量について、第二十二条第一項第二号及び第二十五条第一
項第二号の規定による申請(次項において「受託者変更記録等申請」と

(新設)

(新設)

いう。)をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

- 2 信託法第五十六条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、国際協力排出削減量振替申請及び受託者変更記録等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記録等申請は、国際協力排出削減量振替申請と同時にしなければならない。

- 3 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

(準用)

第二十八条 第十七条から第二十条までの規定は、信託の記録について準用する。この場合において、同条中「第十一条第二項第三号から第十三号まで」とあるのは、「第二十二條第二項において準用する第十一条第二項第三号から第十三号まで」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(手数料の額等)

第二十九条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

四 法第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者
一万四千四百円

五 法第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者 二千五百円

(新設)

第五章 雑則

(手数料の額等)

第二十一条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

六 法第五十七条の十七の書面の交付を請求する者 千二百円

2 前項各号で定める手数料は、申請書に収入印紙を貼って納付する方法
その他環境省令・経済産業省令で定める方法により納付しなければならない。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第二号に掲げる者が国の管理口
座に無償で算定割当量を移転する場合又は同項第五号に掲げる者が政府
保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合には、環境省令・
経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る手数料を免
除することができる。

(財務局長等への権限の委任)

第三十条 (略)

別表第九(第五条―第七条関係)

(略)	(略)	(略)
五 半導体素子等の製造	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程における酸化膜の形成若しくはドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された一酸化二窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該一酸化二窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令	

(新設)

2 前項各号で定める手数料は、申請書に収入印紙を貼って納付しなければならぬ。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第二号に掲げる者が国の管理口
座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で
定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数を免
除することができる。

(財務局長等への権限の委任)

第二十二條 (略)

別表第九(第五条―第七条関係)

(略)	(略)	(略)
五 半導体素子等の製造	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された一酸化二窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該一酸化二窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて	

(略)	
(略)	
(略)	<p>で定める係数を乗じて得られる量から、当該一酸化二窒素のうち適正に処理されたもの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p>

(略)	
(略)	
(略)	<p>得られる量から、当該一酸化二窒素のうち適正に処理されたもの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p>

改正案	現行
<p>（船舶登記令等に係る特例） 第七十三条（略） 2～9（略） 10 特定目的信託に係る地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）<u>第十一条第二項（同令第二十二條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第十一条第二項第五号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。</u></p> <p>11～15（略）</p>	<p>（船舶登記令等に係る特例） 第七十三条（略） 2～9（略） 10 特定目的信託に係る地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）<u>第十一条第二項の規定の適用については、同項第五号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。</u></p> <p>11～15（略）</p>